

## 令和6年長浜市農業委員会3月定例総会会議録

令和6年3月11日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

### 1. 会議に出席した委員（18人）

会長 13番 角田 功

委員 2番 中川 半弥 3番 家倉 和行  
4番 多賀 正和 6番 森川 ゆり  
7番 廣部 重嗣 8番 森 勘十  
9番 橋本 治太郎 10番 村方 義昭  
11番 伊藤 泰子 12番 尚永 稔  
14番 北川富美子 15番 大塚 高司  
16番 阿辻 康博 17番 小畑 義彦  
18番 池田 美由紀 19番 二矢 秀雄  
20番 西橋 絹子

### 2. 会議に欠席した委員

1番 八若 和美 5番 將亦 富士夫

### 3. 会議に出席した職員

局長 田中 昌幸、副参事 中北 吉紀、副参事 近藤 英昭  
主査 林 清次

#### 4. 議案等

報 告	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報 告	農地の再利用届出について
議案第199号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第200号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第201号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第202号	農用地利用集積計画案について
議案第203号	農用地利用集積等促進計画案について
議案第204号	土地改良事業参加資格交替承認について

#### 5. 議事録署名委員

18番 池田 美由紀                      19番 二矢 秀雄

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和6年3月定例総会を開催させていただきます。

それでは、本日の定例総会につきましては、委員総数20名の内18名と過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。

まず報告ですが、2月15日、アグリネットワークの研修会が浜松市で開催されましたので、女性農業委員のみなさま、事務局が参加しております。同じく2月15日滋賀県都市農業委員会連絡協議会会長会議が米原市で開催されましたので、局長の私が出席いたしました。

次に、今月の審議事項につきましては3条申請が10件、4条申請が1件、5条申請が8件と農用地利用集積計画案、農用地利用集積等促進計画案の審議、土地改良事業参加資格交替承認、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、

去る3月4日に当番委員、10番の村方義昭委員、11番の伊藤泰子委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いたします。

(会長)

〈あいさつ〉

本日の欠席通告、1番の八若和美委員、5番の將亦富士夫職務代理者の欠席通告をいただいております。

議事録署名委員報告、18番の池田美由紀委員、19番の二矢秀雄委員、両委員よろしくお願いたします。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆様方のご協力をよろしくお願いたします。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和6年3月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、神照町地先、畑1筆、23㎡を事業所用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東西南北、全て宅地です。

続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、令和6年3月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月は10件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、下坂浜町地先、田1筆、44㎡を、売買により駐車場にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北西に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は番号3の届出地、南は畑、北は道路です。

番号2、土地の表示、下坂浜町地先、田2筆、187㎡を売買により駐車場にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北西に位置します。周囲の状況は、東は番号1の届出地、西は番号4の届出地、南は宅地、北は番号3の届出地です。

番号3、土地の表示、下坂浜町地先、田2筆、310㎡を売買により駐車場にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北西に位置します。周囲の状況は、東は先の4条届出、番号1の届出地、西は番号4の届出地、南は畑、北は田です。

番号4、土地の表示、下坂浜町地先、田1筆、608㎡を売買により資材置場にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北西に位置します。周囲の状況は、東は番号3の届出地、西と南は宅地、北は畑です。

番号5、土地の表示、田村町地先、畑1筆、135㎡を売買により賃貸駐車場にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は畑、西は道路、南は畑、北は山林です。

番号6、土地の表示、西上坂町地先、田7筆、5,568㎡、畑3筆、88.24㎡、合計5,707.24㎡を売買により工場、倉庫にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南西に位置します。周囲の状況は、東は里道、西は道路、北は雑種地と宅地、南は水路です。

番号7、土地の表示、神照町地先、畑1筆、51㎡を売買により通路にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東西南北すべて宅地です。

番号8、土地の表示、神照町地先、田1筆、376㎡を売買により一般住宅にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北東に位置します。周囲の状況は、東と南と北は道路、西は公園です。

番号9、土地の表示、加納町地先、田3筆、1,576㎡を売買により宅地分譲にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北西に位置します。周囲の状況は、東は里道、西は境内地、道路、南は宅地、境内地、北は里道です。

番号10、土地の表示、室町地先、田1筆、350㎡を売買により駐車場にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は道路、西と南は宅地、北は譲請人所有田です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和6年3月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計25筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田25筆、45,739㎡解約です。番号1から番号21まで、と、番号23に

つきましては、相対による解約で、耕作目的の解約です。次に番号22につきましては、相対による解約で、これは、後にご説明させていただきます、議案第201号農地法第5条許可申請番号3に係る転用目的の解約です。次に、番号24、25につきましては、農地利用円滑化事業による解約で、耕作目的の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

続きまして、農地の再利用届出について、令和6年3月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会農地転用後の農地復旧等にかかる事務処理要領第3の規定により受理しましたので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。届出地は集落の東側に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は里道、北は雑種地、南は雑種地です。これは、令和2年9月に太陽光発電施設を建築する目的で5条賃貸借の申請を受け付け、総会での議決を受けて10月12日付で許可書を発行しておりました。しかしながら、諸事情から太陽光発電施設の建築計画が中止されることとなり、引き続き、農地として利用したい旨の届出を受けました。

現地調査の結果、転用申請前と同様、農地として使用されている状況を確認できましたので、事務処理要領の規定に基づき、農地基本台帳に農地として再登録を行うとともに、税務課にも農地として登録した旨を通知しております。

報告は以上です。会長、よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

(会長)

私から、農地の再利用届出についてお聞きします。あまりお聞きしないように思いますが、許可後に転用工事を実施しなければ、このように申請しないといけないのでしょうか。

(事務局)

お答えします。確かに頻繁に申請されることではございません。昨年度も一件ありました。義務というわけではありませんが、特に申請人からの申し出に基づいてお受けしております。転用の許可を受けますと、現地が農地のままでも税金の評価が宅地並みに上がります。通常の農地ですとそれほど固定資産はかかりませんが、転用許可により付加価値が高まり、一定の税金がかかってきます。今回、申請人より相談されている中で、当初は太陽光発電施設を事業所にお貸しするかたちで申請をされたのですが、事業所側の事情もあり、なかなか太陽光発電の建設が進まないということで、今後、税金だけが上がり続ける。現地は前々から所有者が畑を耕作されており、今後、太陽光発電施設をすることない、と

ということが確実で、許可書も返却いただきました。そして今回、届出された次第です。

(会長)

はい、わかりました。他にございませんか。

(会長)

ご質問等がないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第199号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第199号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和6年3月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が10件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の申請番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、国友町地先の登記地目、田1筆、1,223㎡と、畑1筆、52㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の田と畑で、現地は稲刈り後の状況で、畑は野菜の作付けがされていました。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲渡人は、耕作をされないとのことで、申請地付近に居住し、申請地に隣接する農地を所有している譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号2、土地の表示、中野町地先の田1筆、2,397㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地は耕起がされていました。譲渡人と譲受人は親戚の間柄で、譲渡人は管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号3、土地の表示、春近町地先の田4筆、1,405㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地と白地の田で、現地は耕起がされていました。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲渡人は管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号4、土地の表示、田村町地先の畑1筆、317㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は市街化区域の白地の畑で、現地は一部ビニールシートがかけられ、一部は野菜の作付けがされていました。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲渡人は管理ができないことから、申請地の一部について以前から耕作していた譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号5、土地の表示、新庄馬場町地先の畑2筆、139㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は野菜の作付けがされていました。譲渡人と譲受人は親戚

の間柄です。譲受人は数年前に申請地隣接の宅地に引っ越しされており、譲受人は譲渡人に教えてもらいながら申請地を耕作されてきましたが、今般、売買により話がまとまり申請されたものです。

番号6、土地の表示、高月町西阿閉地先の畑1筆、72㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は整地されており、耕作再開が可能な状況です。本件は、空き家バンクからの案件で、譲受人は申請地隣接に居住するとともに、申請地を耕作するため、申請されたものです。

番号7、土地の表示、余呉町上丹生地先の畑2筆、228㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は野菜の作付けがされていました。譲渡人は、申請地を相続により取得されましたが、昨年の5月に現住所地に移転されており、管理ができないことから、申請地に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号8、土地の表示、当目町地先の田1筆、762㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の田で、現地は耕起がされていました。譲渡人は管理ができないことから、申請地に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。なお、申請地は分筆がなされ、申請地南側はこの後説明いたします議案第201号の申請番号6により別途5条申請をされています。この件は、後ほど説明させていただきます。

番号9、10、番号9と10は譲渡人が同じであるため、まとめて説明いたします。番号9、土地の表示、川道町地先の畑1筆、118㎡、番号10、土地の表示、同じく川道町地先の畑1筆、306㎡いずれも白地の畑で、贈与にて権利を取得されるものです。番号9の現地は雑木を刈った後で、今後畑として耕作再開が可能な状況です。

番号10は、現地に一部雑草がありましたが、耕作が可能な状況です。いずれも、譲渡人は他府県に居住しており、管理ができないことから、申請地に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

以上、申請番号1から10につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第199号について、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第199号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(廣部委員)

番号8についてお聞きします。農地法第3条申請で契約内容が売買ということですが、後ほど農地法第5条申請にも関係があるようですね。今、思うところがあるのですが、全ての説明を聞いてからご質問した方がいいでしょうか。

(事務局)

ご配慮くださり、ありがとうございます。農地法第5条申請の説明が終わってからお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

(廣部委員)

はい、わかりました。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第199号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第200号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第200号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和6年3月11日、長浜市農業委員会会長名。

議案第200号につきましては、今月の締切までに1件の申請がありました。書類審査のうへ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。案件につきましては、さる2月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、3番の家倉和行委員、14番の北川富美子委員と協議をし、提出している案件です。

現地調査につきましては、令和6年3月4日に10番の村方義昭委員、11番の伊藤泰子委員に

お願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1、西浅井町月出地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、村方委員よりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、西浅井町月出地先、畑、188㎡、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は里道、南は道路、北は里道です。写真をご覧ください。申請人が従前の住宅前に新たに平屋住宅を建築するために、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、西側の既存水路に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第200号について、ご意見ご質問を求めます。  
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第200号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第201号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第201号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和6年3月11日、長浜市農業委員会会長名。

議案第201号につきましては、今月の締切までに8件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。案件につきましては、先の議案第200号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出しております。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

申請番号1、月ヶ瀬町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、地域住民の日常生活上必要な施設の場合には、例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告いただきます。

(伊藤委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、月ヶ瀬町地先、田188㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は里道、西は農地、南は水路、北は道路です。

写真をご覧ください。現地はすでに造成されています。これは、貸人の先代が40年以上前に造成されたもので、現在に至っております。このたび、同敷地に貸人の子が住宅を建築するために申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透及び南側水路に排出されており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、木之本町黒田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は

集落の南側に位置します。木之本 I C から300m以内に位置していることから、第3種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、村方委員よりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、木之本町黒田地先、田、205㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は木之本町内で建設業を営んでおり、町内で資材置場を探していたところ、譲渡人との間で売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画になっており、隣接に農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、高月町東柳野地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、地域住民の日常生活上必要な施設の場合には、例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告いただきます。

(伊藤委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、高月町東柳野地先、田、1,321㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、宅地、南は道路、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地近くの寺の住職で、これまで寺の門徒が参拝される際に借りていた駐車場が寺から遠い上、いつまで借りられるか不安なところがあり、寺近くで駐車場を確保するため土地を探していたところ、譲渡人との土地の売買がまとまり、申請されたものです。同駐車場は、すべて寺に貸す旨の覚書の写しの提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透及び敷地南側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を与える可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、高月町雨森地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、村方委員よりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、高月町雨森地先、畑、131㎡、契約内容は売買で、転用目的を寄宿舎とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は宅地、南は里道、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人が敷地南側で電子機器部品の製造業を営んでおり、社員の増員に伴う寄宿舎の建築が必要となり、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、西側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、余呉町上丹生地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、余呉町上丹生地先、畑、137㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。現地はすでに造成されています。これは、譲渡人の亡くなった配偶者が20年ほど前に一部造成されたもので、現在に至っております。譲受人は造成された場所を駐車場として借り受けておりましたが、このたび、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、東側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、当目町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、地域住民の日常生活上必要な施設の場合には、例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、村方委員よりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、当目町地先、田、206㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は里道、南は宅地、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人が実家近くに住宅建築を計画し、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、南側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、高月町宇根地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、土地の表示、高月町宇根地先、田5筆、2,925㎡、契約内容は売買で、転用目的を建売分譲住宅とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は水路、南は道路、北は雑種地です。

写真をご覧ください。譲受人が申請地で建売分譲住宅の建築を計画し、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、西側の道路側溝に排出する計画になっ

ており、隣接に農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、木尾町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、村方委員よりご報告をいただきます。

(村方委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は、土地の表示、木尾町地先、田、53㎡、契約内容は贈与で、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は里道、西は雑種地、南は水路、北は水路です。

写真をご覧ください。現地はすでに造成されています。これは、譲受人が譲渡人の了解の下、15年以上前に駐車場として利用するために造成し、現在に至っております。このたび、土地の贈与を受ける話がまとまり、申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透されており、隣接に農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第201号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。先程ご質問された廣部委員、どうですか。

(廣部委員)

全ての説明をお聞きし、理解しました。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

私からお聞きします。今回、第1種農地もあるのですね。

(事務局)

お答えします。そうですね。判断基準に従って農地区分を表記しておりますが、3件、全てその地域住民の方が利用されるということでございますので、一定、やむを得ないかと

判断しているところでございます。

(会長)

第1種農地で個人の住宅に転用しようと思っても、なかなかできないところが多い。これはどう判断すれば良いのですか。地域住民が納得されないのではないのでしょうか。

(事務局)

お答えします。今回の申請地は青地の農地ではなく、白地の農地ばかりでございまして、青地の農地を除外する場合には、地域住民であっても場所や条件もあり、場合によっては難しいということもあるかと思えます。ケースバイケースかと思っております。

(会長)

第1種農地ですが、白地の農地なのですか。

(事務局)

はい。今回の案件は全て元から白地の農地です。

(会長)

わかりました。ありがとうございます。他にございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第201号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第202号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第202号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和6年3月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、本日、担当課の農業振興課よりご説明させていただきます。

(農業振興課)

それでは、議案第202号、農地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、規則第5条の規定による改正前の農業基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めるものです。それでは、ご説明いたします。今月の農業経営基盤強化促進法に基づく相対による利用権の設定の案件、所有権の移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきまして、資料をご覧ください。今月、相対における利用権の貸し手13人に対し、借り手が3人。筆数は19筆で、合計面積33,194㎡を利用権設定する計画になっております。次に、所有権移転につきましては、所有者4人、所得者4人。筆数は5筆で、合計面積4,346㎡を、所有権移転する計画になっております。それでは利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルが利用権設定についてと記載されている番号1から19まで全て相対により農業者の利用権を設定する計画になっております。所有権移転につきまして、タイトルが所有権移転について、と記載されている番号1、2、5につきましては、耕作目的で当該地を売買されるもので、譲受人が認定農業者であるため、農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。番号3、4につきましては、市の所有農地でございます。譲受人と調整が整い、諮問案件としております。番号3、4につきましては、譲受人が認定農業者ではありませんが、対象農地の隣地で作付けされており、対象農地を含めて広く耕作する意欲を持たれております。こちらにつきましても、従前と同様、農業経営基盤強化促進法を適応した所有権移転の取り扱いとし、受け付けたものです。以上につきまして、農用地利用集積計画の改定、また、譲受人はいずれも農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農業者で、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

議案第202号につきましては、以上で説明を終わります。

(事務局)

以上です。会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第202号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(廣部委員)

番号6、7についてお聞きします。申請地はそれぞれ近くになりますが、賃借料が違う。これは間違いではありませんか。

(農業振興課)

お答えします。申請書通りにお伝えしておりますが、再度、確認させていただきます。

(廣部委員)

貸し手、借り手が違いますのでこの通りかもしれませんね。

(農業振興課)

申し訳ございません。ただ今、確認をさせていただきます。

(会長)

暫時休憩します。

(会長)

再開します。

(農業振興課)

お答えします。申請書で確認をし、賃借料に間違いはありませんでした。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。6番の森川ゆり委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

それでは諮問をうけました、議案第202号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、このことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第203号、農用地利用集積等促進計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第203号、農用地利用集積等促進計画、案について、このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により決定を求めます。令和6年3月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

引き続き、農業振興課よりご説明させていただきます。

(農業振興課)

議案第203号農用地利用集積等促進計画案について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求めるものになります。それでは説明いたします。今月は新規の中間管理権の設定と変更がございます。詳細をご確認ください。まず番号1から102につきましては、新規の中間管理権の設定でございます。計画では、貸し手が66人に対し、借り手が14人で、筆数は102筆、合計面積で198,444㎡を利用権設定する計画になっております。次に番号1から番号4までが耕作者の変更です。耕作者2人、4筆、10,681㎡を、残存年数8年分の賃借権設定を行う計画になっております。

以上をもちまして、議案第203号にかかる説明を終わりたいと思います。

(事務局)

以上です。会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第203号について、ご意見ご質問を求めます。  
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。2番の中川半弥委員、7番の廣部重嗣委員、8番の森勘十委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

(会長)

それでは諮問をうけました、議案第203号の農用地利用集積等促進計画案については、農業委員会として意見なし、として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、意見なし、と決定し、市長に報告いたします。

(会長)

次に、議案第204号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第204号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和6年3月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました番号1から番号41の41件、姉川沿岸土地改良区から申し出がありした、番号42から番号67の26件、合計67件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第204号について、ご意見ご質問を求めます。  
ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、採決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。4番の多賀正和委員、6番の森川ゆり委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

議案第204号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に、非農地の決定につきまして、協議事項がありますので、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、非農地の決定について、説明させていただきます。非農地の決定について、をご覧ください。本協議事項につきましては、令和6年2月2日付けで、滋賀県森林組合より、森林整備区域、に指定し森林整備計画へ編入する計画があり、非農地証明の申請があった農地30筆、16,076㎡を非農地とすることについて、協議、決定をいただくものです。

本案件につきましては、担当委員会である農地最適化推進委員会を、2月14日付、書面協議にて開催いただき、農地法第2条に規定する農地に該当するか否かを審査していただきました。この審査については、令和6年2月29日を期限とし、当該推進委員さんに意見照会を行った結果、期限内に意見がないことから、これをもって非農地と判断いただいております。手続きの詳細については、非農地通知の取扱い運用について、をご覧ください。なお、この運用の第3の規定に基づき、先ほど申し上げましたとおり、3月定例総会において、協議、決定をお願いするものでございます。対象農地をご覧ください。今回は全て徳山町で、計30筆の農地で、対象地の位置図、航空写真、現況写真を添付しております。対象農地は山林の一部であり、土地の周囲の状況からしても、農地として復元、利用はできないと見込まれます。ちなみに、農地最適化推進委員会でも山林の一部として非農地と判断いただいております。引き続き、今後のスケジュールをご説明させていただきます。今後のスケジュールといたしましては、今回の案件、30筆について、本日、非農地であると決定をいただきましたら、非農地事前通知として、令和6年3月中旬に土地所有者に文書を送付します。それにより現況が農地であるか否かの確認と、農地としての利用計画があるかを確認いただきます。これで、所有者に異論がなければ、非農地通知として、令和6年4月中旬に土地所有者に非農地通知を発出して、地目変更登記をされるよう指導していく予定です。また、併せて本市税務課、法務局などの関係機関にもその旨を通知するとともに、令和6年4月末に農地台帳から削除する予定です。

非農地の決定についての説明は以上です。非農地の決定について、ご協議をお願いいたします。

(会長)

ただいま説明のありました、協議事項の内容について、ご意見ご質問を求めます。  
ございませんか。

(会長)

私からお聞きします。今後、非農地の決定は順次進めていくのですか。

(事務局)

進め方の詳細につきましては、後日ご説明させていただきます。

(会長)

他にご質問等ございますか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、採決に移ります。

それでは、非農地について、事務局の説明のとおり決定される方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、農業委員会として決定することとし、土地所有者に通知します。

ー以上で、本日の議案審議は終了ー